

「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」新旧対照表

新（令和3年4月13日Ver. 7）	旧（令和3年3月31日Ver. 6）
<p>6 県外への遠征及び県内への受入れについて</p> <p>（1）県外への遠征（合同練習、合宿、練習試合）及び県内への受入れ（合同練習、合宿、練習試合）を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、自粛することとし、県が設定する「感染流行嚴重警戒地域（V）」「感染流行警戒地域（IV）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、極力控える。また、「感染注意地域（Ⅲ）」「感染留意地域（Ⅱ）」「感染散発地域（Ⅰ）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。</p>	<p>6 県外への遠征及び県内への受入れについて</p> <p>（1）県外への遠征（合同練習、合宿、練習試合）及び県内への受入れ（合同練習、合宿、練習試合）を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、緊急事態宣言対象地域への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、自粛することとし、県が設定する「感染流行嚴重警戒地域（V）」「感染流行警戒地域（IV）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、極力控える。また、「感染注意地域（Ⅲ）」「感染留意地域（Ⅱ）」「感染散発地域（Ⅰ）」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。</p>